

南部ヘルパーのつどい
第2回企画会議

日時：8月5日(水) 19:00～
会場：夫婦坂スペース
(東急旗の台駅より徒歩6分)
内容：チラシの内容と取り組みについて
連絡先：川居直美 (090-5399-0228)

第15回 認知症ワーキング

日時：8月22日(土) 10:00～13:00
会場：千代田区男女共同参画センター「MIW」
10F ミーティングルーム
(地下鉄九段下駅より徒歩3分)
内容：
認知症ケア アンケート調査のまとめ
・家族介護 ・養成研修 ・権利擁護
・地域連携
・制度労働環境などについて
問い合わせ：菅野 (FAX:3624-3082)

第37回 中央社会保障学校

日にち：9月3日(木)～5日(土)
会場：秋田市さとみ温泉
(JR秋田駅より車で10分)
内容：
1日目
「改憲・構造改革を巡る状況と憲法闘争」
渡辺 治
「あらたな福祉国家の実現目指して」
後藤 道夫
2日目
「社会保障の再構築」 横山 寿一
分散会
社会保障入門・医療・介護・国保・年金
3日目
「認知症高齢者の不自由を支え人権を守る課題を考える」
石倉 康次
「深刻化する高齢者の社会的孤立と生活保障のあり方」
川合 克義

共に介護を学びあい
励まし合いネットワーク

〒142-0063
東京都品川区荏原 1-24-23 角田アパート 1F
Tel・Fax : 03-3787-3117

編集責任者：藤原るか

CLA だより 第9号 09/7/31

発行：共に介護を学びあい・励まし合いネットワーク



「CLA (クラ)」はラテン語で憂い、辛さ、気遣い、共感などと云った意味で、英語のキアラーやケアの語源です。



南部ヘルパーのつどい準備会報告

人間らしく生き続けられる～生活保護(法)を具体的に学ぼう～

去る5月23日に「人間らしく生き続けられる～生活保護(法)を具体的に学ぼう～」をテーマに渡辺潤さん(公的扶助研究会事務局長)を講師にお呼びして参加者からの生活保護についての以下の疑問について答えいただきました。

・ワーキングプア状態の働きで、生活保護の方が高収入な現状をおかしいと思っている。基準がわかるようになりたい。

・低所得の人がものすごく困っている現状がある。住まいの費用等が区によって違ったりして、きちんと学びたい。

・「お金がない」となるともならないという世の中になっっていくのか?生活保護を受けても「たまゆら」のような施設というのも疑問。

・何故?通院が自費に?最低限の生活費に食い込むのは疑問。

・「派遣村」から知ったこと。住所がなくても申請できる?

<渡辺さんの自己紹介>

公的扶助研究会は社会事業大学の卒業生が現場に出て「学ぶ」事の重要性の中から研究会活動が行われて来たと所属団体を紹介された。現在、大田区役所に勤務して32年目とのこと。高校を卒業して18歳から入区しているが、今の若い人は頭がいい人が多い。

生活保護は多く見えるが、人口の1%、最近の調査では生活保護以下の世帯は人口の10%という統計。都市部は少し上回る。国際比較などは制度が違った面もあるがお隣の韓国では3%とのこと。「先進国の中では低い受給率=貧困がない?」というのはおかしい。

<生活保護の基準について>

現状の基準は 単身で133700円(家賃扶助含み)。この1/2の所持金(約7万円)となると申請できる。(「気軽に一人で窓口には行かないこと」と注意がありました。法律・制度を知った弁護士や運動団体の人たちと同行が必要)

生保の受給者は65歳以上が半分でした。これは年金が少なすぎる結果で、当然です。当時、国会でも問題となり当時厚労省も「生活基準より高い年金となる」と答弁していたようです。

また、持ち家を持っていても申請できる場合があります。基準として示されたのは3人世帯×12ヶ月×10年分の家賃=2840万円。

<生保裁判について>

普通行政を相手に裁判をおこす「行政訴訟」で勝ことは難しいと云われていましたが、この間の生活保護を巡る裁判では生活保護法に違反した、運用の悪化が目立った結果、行政が負けています。

そういった裁判の中で「学資保険」=高校進学が認められる。という前進を勝ち取っています。

<介護保険について>

「介護保険」は貧困や格差がないという前提なのでまったくおかしい制度。廃止か抜本的改善(権利性を入れた法律)しかない。弁護士への相談や現状を国会での答弁(同居家族や外出介助問題と同じ様に)としていかなければならないと思う。

介護度や認定基準など、どれを取っても現状とは乖離しており、生活保護や低所得者が介護度2~3くらいになると無届けの「たまゆら」みたいな施設に入って貰うようになってしまい、プライバシーも人権もなく、食事さえも満足に取れないほど「貧困ビジネス」に食べられてしまう事態も生まれている。

現在は100世帯くらいは担当している。訪問は1年2回くらいがやっとです。最近若い人も生保を受けている為、社会福祉的な援助が増えていきます。保護費を出すことがメインになってしまっている。12年ぶりに生保ワーカーとして仕事を始めているが事務に係わる時間が多い。地方交付税の中で事務も出せるが、国庫負担分を増やすことで専門職の配置を保障する必要がある。韓国では専門職化を勝ち取っている。先進国では専門職の配置となっていないのは日本だけ。

次回日程

日時: 2009年8月5日(水) 19:00~
場所: 夫婦坂スペース
内容: 南部ヘルパーのつどい(仮)の企画会議

南部ヘルパーのつどい準備会資料

これが2008年度の最低生活費(1-1級地)

留意点

・年額計算の内訳

ア、月額最低生活費の12ヶ月分 イ、冬季加算5ヶ月分 ウ、期末一時扶助

エ、基礎控除の最高額(33,190円)の12ヶ月分 オ、特別控除

を合算した。<月額は12ヶ月で割った額>

・賃貸住宅の家賃、二人以上世帯は54,000円、単身世帯は42,000円で年額を計算した。

・社会保険料や税などの公租公課や医療費、介護費の自己負担があれば、その実費が最低生活費に加算される。

・最低生活費の計算方法に基づくものであり、毎月支給される扶助費とは異なる。

◎標準3人世帯(33歳男、29歳妻、4歳子)で、一人が働いている場合

年額 3,291,000円	月額 274,250円
---------------	-------------

※児童手当が10,000円あるので、働いている者の毎月の手取り収入(賞与無)が264,250円でなければ最低生活ができないことになる

◎フリーター(28歳)単身生活者の場合

年額 2,132,480円	月額 177,706円
---------------	-------------

※月25日、1日8時間働くとするれば、最低生活のために時給888円が必要。大阪府の地域最低賃金(09年度)=748円

◎高齢者夫婦(ともに無職・70歳以上)が居住生活をする場合

年額 2,049,360円	月額 170,780円
---------------	-------------

※ただし国保料、介護保険料、医療費・介護サービス自己負担分は除く
厚生年金のモデル年金は月額約23万円弱=最低生活費並み

◎単身高齢者(無職・70歳以上)の居宅生活費の場合

年額 1,442,870円	月額 120,239円
---------------	-------------

※ただし国保料、介護保険料、医療費・介護サービス自己負担分は除く
(03年度138,321円 04年度129,909円 05年度123,999円)
老齢基礎年金・満額の月額は66,208円

◎高齢者(70歳以上)が介護保険施設で生活する場合

年額 444,240円	月額 37,020円
-------------	------------

内訳=基本生活費13,020円、高額介護サービス費15,000円、食事負担額9,000円、居住費は別途負担が必要。平均居住費は約66,700円。ただし生活保護世帯は不可。家族が別に居住生活をしている場合は生活費が必要。

◎母子世帯(母・30歳、9歳子、4歳子)で働いている場合

年額 3,563,430円	月額 296,952円
---------------	-------------

※児童手当10,000円、児童扶養手当46,870円があるので、母親の月収(賞与無)は手取りで248,462円がなければ最低生活ができない。

稼働世帯 前々年度比 ▲3,958円/月 前年度比 ▲8,380円

非稼働世帯 前々年度比 ▲16,740円/月 前年度比 ▲8,380円

母子家庭の68.4%は年収200万円未満(「生活に関する調査」H14.2)

最低生活費が高いのではなく、最低賃金、公的年金が低だけである。